

<文化遺産>

人類の歴史が生み出した記念物や建造物群、文化的景観などで、登録基準（i）～（vi）のいずれかひとつ以上を認められている遺産が、文化遺産とみなされる。

世界遺産条約第1章第1条には、次のように定義されている。

記念物

建築物、記念的意義を有する彫刻及び絵画、考古学的な性質の物件及び構造物、金石文、洞窟住居ならびにこれらの物件の組合せで、歴史上、芸術上又は学術上、顕著な普遍的価値を有するもの。

建造物群

独立または連続した建造物の群であって、その建築様式、均質性または景観内の位置のために、歴史上、芸術上または学術上、顕著な普遍的価値を有するもの。

遺跡

人工の諸産（自然と人間の共同作品を含む）及び考古学邸遺跡を含む区域であって、歴史上、芸術上、民俗学上または人類学上、顕著な普遍的価値を有するもの。

【文化遺産として認められる登録基準】

（i）人類の創造的資質や人間の才能を示す遺産で、世界的に有名な文化遺産の多くがこの条件を満たしている。例えば、インドの『タージ・マハル』やオーストラリアの『シドニー・オペラハウス』など。

（ii）文化の価値観の相互交流を示す遺産で、交易路や大きな文化・文明の接する位置に存在する遺産に認められることが多い。かつては、西欧文明を中心とする文化伝播の価値を重視していたが、現在は異文化及び同一文化圏内の文化相互交流を重視している。

→日本の文化遺産の特徴「文化交流」にある。

（iii）文化的伝統や文明の存在に関する証拠を示す遺産で、現在その文化・文明が存続しているものも、途絶えてしまっているものも含まれる。途絶えてしまっている文化・文明の遺産には、人類の化石遺産なども含まれる。

（iv）建築様式や建築技術、化学技術の発展段階を示す遺産で、建築が特徴の遺産の多くがこの条件を満たしている。（日本の平泉では、浄土式庭園や建築は日本独自のものであり世界の「代表的な段階」を示していないとして、この登録基準は認められなかった。）

（v）独自の伝統的集落や、人類と環境の交流を示す遺産で、その存続が危ぶまれている集落や景観も多く含まれている。また土地や海上利用の代表例として、農業景観や文化的景観が特徴の遺産もこの基準を満たしている。

（vi）人類の歴史上の出来事や伝統、宗教、芸術などと強く結びつく遺産であるが、この登録基準の適用にあたっては「ほかの基準とあわせて用いられることが望ましい」という記述が、1996年の『広島平和記念碑（原爆ドーム）』の審議以降、書き加えられている。例外的に、登録基準（vi）のみで登録されている遺産は、ほかの登録基準が認められにくい「負の遺産」と考えられるものである。